○三〇四・八二	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）
○三〇四・八三	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、さうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）
○三〇四・八四	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）
○三〇四・八五	めろ（ディソスティクス属のもの）
○三〇四・八六	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）
○三〇四・八七	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）
○三〇四・八九	その他のもの その他のもの（冷凍したものに限る。）
○三〇四・九一	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）
○三〇四・九二	めろ（ディソスティクス属のもの）
○三〇四・九三	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）
○三〇四・九四	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）
○三〇四・九五	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）
○三〇四・九九	その他のもの 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
○三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）
○三〇五・三一	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。） ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）
○三〇五・三二	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの
○三〇五・三九	その他のもの

○三〇五・四一	くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇五・四二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）
○三〇五・四三	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）
○三〇五・四四	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）
○三〇五・四九	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）
○三〇五・五一	その他のもの 乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）
○三〇五・五九	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）
○三〇五・六一	その他のもの 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇五・六二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）
○三〇五・六三	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）
○三〇五・六四	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）
○三〇五・六九	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）
○三〇五・七一	その他のもの 魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
○三〇五・七二	ふかひれ
○三〇五・七九	魚の頭、尾及び浮袋
○三・〇六	その他のもの 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
○三〇六・一一	冷凍したもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）